

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>道路交通法第101条第3項に規定する更新情報提供業務を同法第108条第1項の規定に基づき委託するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>当該業務については、岐阜県公安委員会が行う認定審査により委託するのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認められた法人に委託することができる（道路交通法第108条第1項及び道路交通法施行規則第31条の4の7の規定）と規定されており、当該審査への申請により岐阜県公安委員会からの認定を受けた業者に限定される。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>（一財）岐阜県交通安全協会は、岐阜県公安委員会認定審査を受け認められた唯一の業者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。